

人事行政の運営等の状況

平成21年4月

兵庫県小野市

目 次

1	職員の任免及び職員数に関する状況	1
	(1) 職員の任免の状況	
	(2) 部門別職員数の状況	
	(3) 職員年齢別構成の状況	
	(4) 定員管理の数値目標及び進捗状況	
2	給与の抑制措置の取組状況	5
	(1) 給与の抑制措置の内容	
	(2) 普通会計人件費の推移	
3	職員の給与の状況	6
	(1) 人件費の状況（普通会計決算）	
	(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）	
	(3) ラスパイレス指数の状況	
	(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	
	(5) 職員の初任給の状況	
	(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	
	(7) 一般行政職の級別職員数の状況	
4	職員手当等の状況	9
	(1) 職員手当の状況	
	(2) 特別職の報酬等の状況	
5	公営企業職員等の状況	15
	(1) 水道事業会計職員及び下水道事業会計職員の給与の状況	
	(2) 病院事業会計職員の給与の状況	
6	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	25
	(1) 職員の勤務時間	
	(2) 休暇	
	(3) 育児休業	
7	職員の分限及び懲戒処分の状況	27
	(1) 分限処分	
	(2) 懲戒処分	
8	サービス上の義務	27
9	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	28

(1) 職員研修実施状況	
(2) 職員研究発表会	
(3) ハートフルサービス評価制度	
(4) 勤務成績の評定の状況	
10 職員の福祉及び利益の保護の状況	32
(1) 職員の健康管理に関する事業の実施状況	
(2) 公務災害の状況	
(3) 職員互助会の状況	
(4) 利益の保護	
11 職員の競争試験及び選考の状況	33
(1) 平成19年度実施の採用試験の結果及び内容	
(2) 平成20年度実施の採用試験の結果及び内容	

人事行政の運営等の状況を公表します

小野市では、平成17年3月に「小野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、同年4月に施行しました。

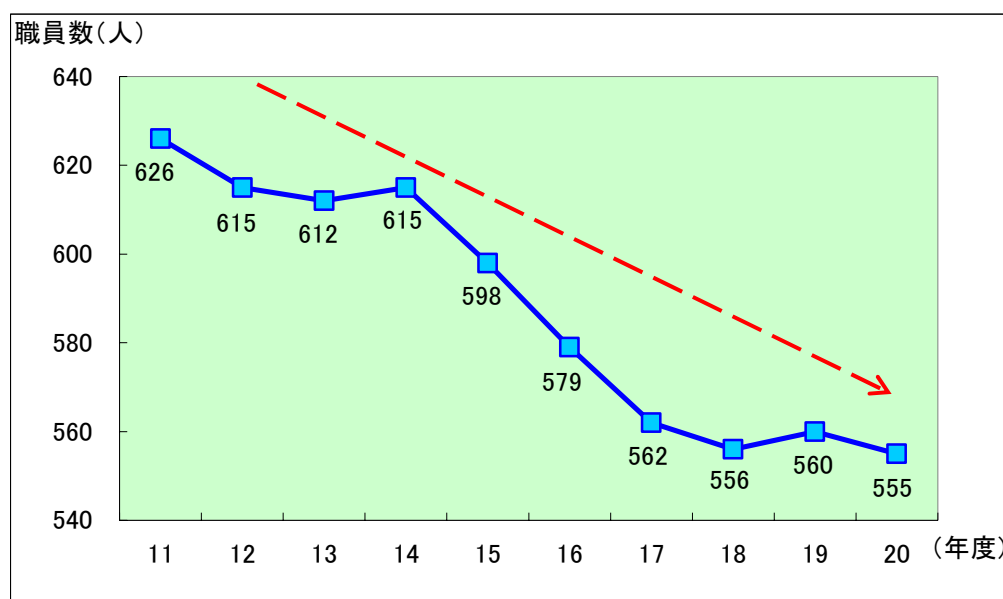
この条例の規定に基づき、人事行政の運営等の状況を市民のみなさまにお知らせし、より一層の人事行政の公平性と透明性の確保に努めてまいります。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

本市では、新規採用の抑制、民間委託の導入等により、定員の適正化に努め、コスト削減及び効率性の確保に取り組んできました。

その結果、正規職員数は、平成11年度と平成20年度を比較すると**71人減**となります。

●市全体職員数推移



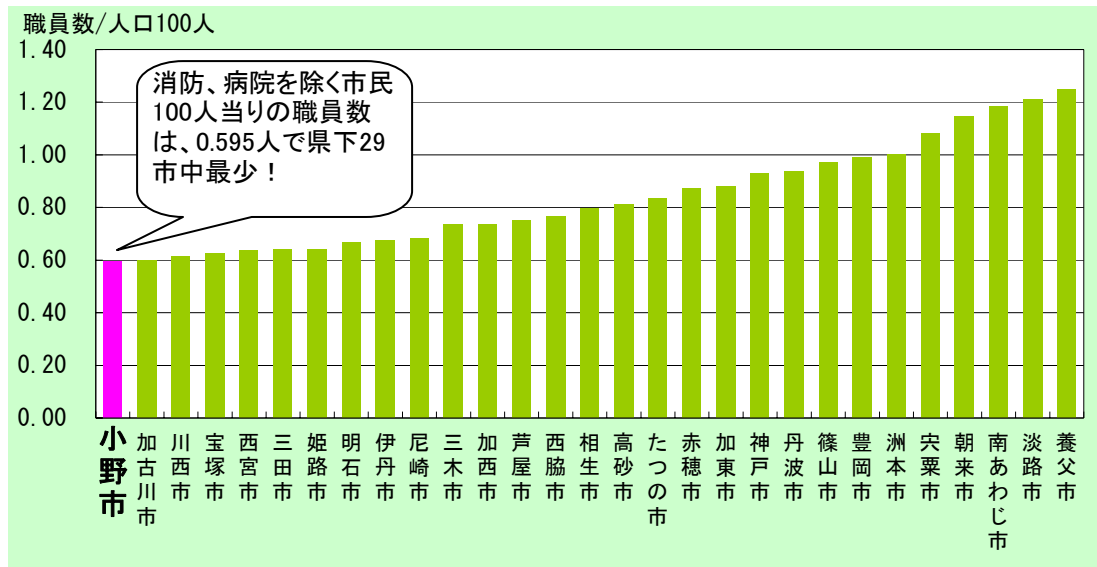
※ 職員数は、各年度4月1日現在の小野市職員定数条例で定める正規職員数です。

(一般事務職員のほか、消防職員、医療職員も含まれます。)

また、次ページのグラフは、平成20年4月1日現在の市民100人当たりの職員数（配置基準のある消防や病院勤務の職員を除いた職員数。）を示したものです。

平成17年度以降、本市は県内29市中最も少ない職員数（平成20年度は0.595人）となっています。

●平成20年度 市民100人当たり職員数



なお、平成19年度における職員の任免状況及び職員数に関する状況は、以下に示すとおりです。

(1) 職員の任免の状況 (平成19年4月～平成20年3月)

① 採用

職種区分	採用者数		
	男	女	計
一般行政職	2人	6人	8人
消防職	4人	0人	4人
技能労務職	0人	0人	0人
医師	5人	5人	10人
医療技術職	0人	0人	0人
看護師	1人	21人	22人
その他教育職	2人	0人	2人
計	14人	32人	46人

※ 「その他教育職」の2人は、県からの割愛採用によるものです。

② 昇格・昇任

昇格とは、職務の級が給料表の上位の職務の級に変わることであり、昇任とは、現在の職より上位の職に任命されることです。

平成19年度中の行政職における各役職への昇格・昇任は次のとおりです。

役職区分	男	女	計
部長級	3人	0人	3人
次長級	3人	1人	4人
課長級	12人	2人	14人
課長補佐級	8人	1人	9人
係長級	9人	2人	11人
主務級	7人	6人	13人
非役職者	5人	1人	6人
計	47人	13人	60人

③ 降任

降任とは、現在の職より下位の職に任命されることであり、職員本人の希望による降任と分限処分としての本人の意に反する降任があります。

平成19年度は降任された者はいませんでした。

④ 退職

職種区分	定年	勸奨	自己都合	死亡	計
一般行政職	8人	4人	4人	0人	16人
消 防 職	3人	1人	0人	0人	4人
技能労務職	1人	2人	0人	0人	3人
医 師	0人	0人	4人	0人	4人
医療技術職	2人	1人	1人	0人	4人
看 護 師	1人	2人	13人	0人	16人
教 育 職	0人	0人	2人	0人	2人
計	15人	10人	24人	0人	49人

(2) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

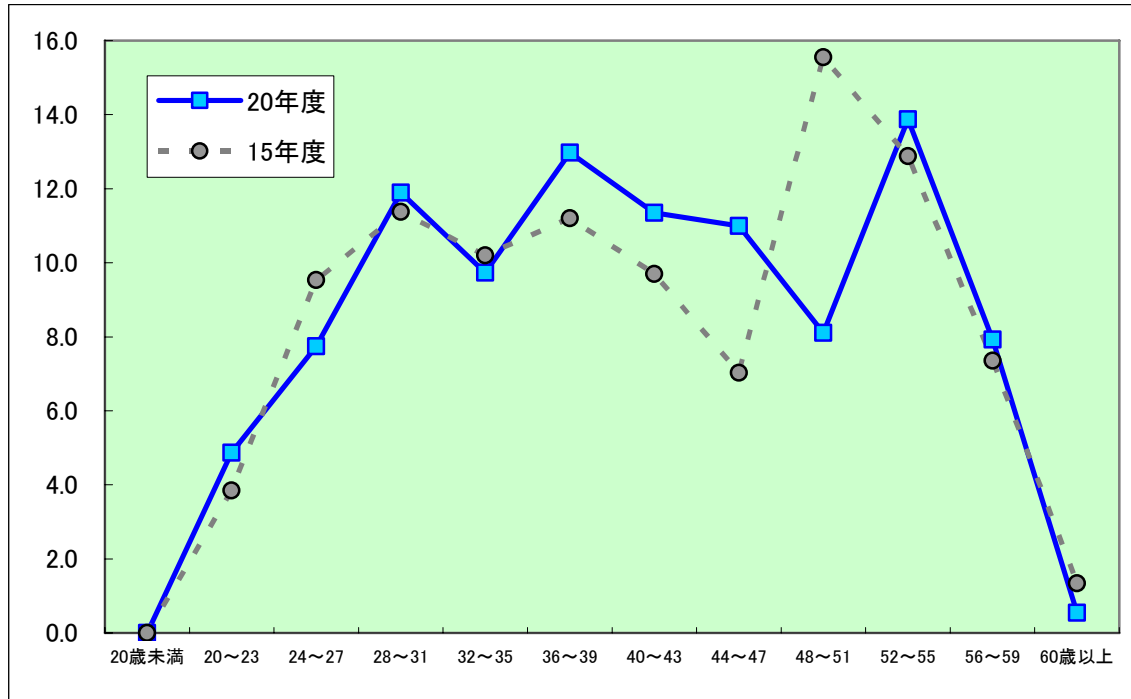
部 門	区 分	職 員 数		対前年 職員数	主な増減理由	
		平成20年	平成19年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	
		総務企画	62	62	0	
		税 務	16	16	0	
		民 生	34	36	△2	業務の効率化
		衛 生	25	27	△2	退職者不補充
		農林水産	15	16	△1	組織の統廃合
		商 工	5	5	0	
		土 木	35	39	△4	業務の効率化
	小計	195	204	△9	〈参考：平成20年〉 人口1万人当たり職員数 39.18人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 60.91人)	
	教 育	59	62	△3	業務の効率化、退職者不補充	
消 防	64	63	1	消防業務の充実		
普通会計部門 小計		318	329	△11	〈参考：平成20年〉 人口1万人当たり職員数 63.90人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 84.71人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	195	190	5	医療充実、看護体制の強化	
	水 道	15	15	0		
	下 水 道	5	5	0		
	そ の 他	22	21	1	後期高齢者医療会計の新設	
	小計	237	231	6		
合 計		555	560	△4		

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含んでいますが、臨時又は非常勤職員等は除いています。

(3) 職員年齢別構成の状況（平成20年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	27	43	66	54	72	63	61	45	77	44	3	555

年齢別職員構成比（%）



(4) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標の進捗状況

部門	H17.4.1 職員数	数値目標			増減実績			
		H22.4.1 職員数	対17年 増減数	対17年 増減率	H20.4.1 職員数	対17年 増減数	対17年 増減率	
総数	人 562	人 537	人 △25	% △4.4	人 555	人 △7	% △1.2	
内訳	一般行政部門	人 211	人 194	人 △17	% △8.1	人 195	人 △16	% △7.6
	教育部門	人 69	人 61	人 △8	% △11.6	人 59	人 △10	% △14.5
	消防部門	人 62	人 62	人 0	% 0.0	人 64	人 2	% 3.2
	公営企業等 会計部門	人 220	人 220	人 0	% 0.0	人 237	人 17	% 7.7

※1 数値目標については、集中改革プラン（平成17年～22年）における定員管理の数値目標を記載。

※2 H17.4.1職員数及びH20.4.1職員数については、地方公共団体定員管理調査報告数値を記載。

2 給与の抑制措置の取組状況

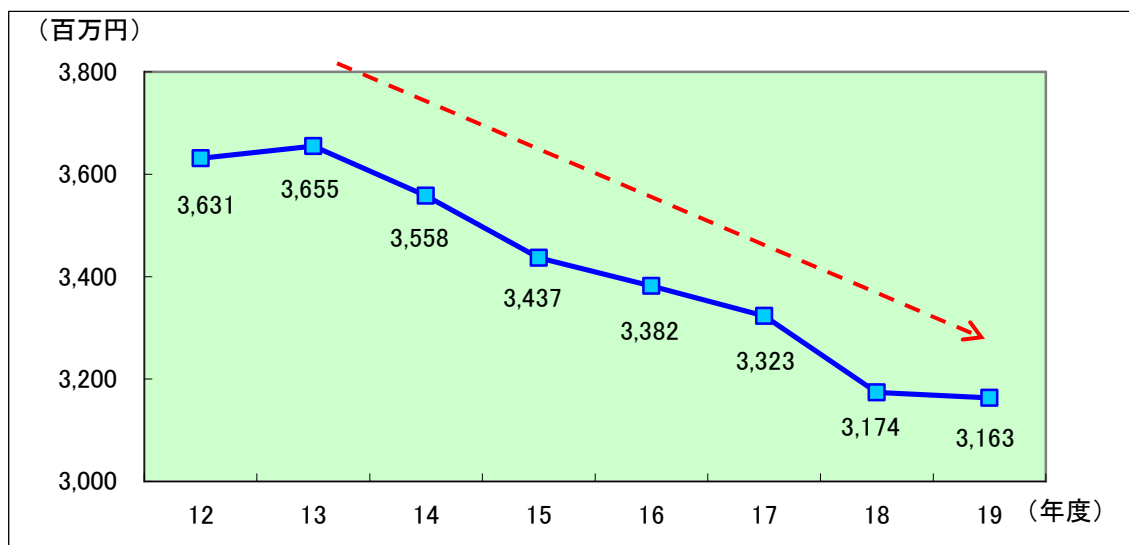
本市では、定員の適正化のほか、諸手当を含む給与の見直しも行い、給与の抑制にも取り組んでいます。最近の抑制措置は次のとおりです。

定員の適正化及び給与の抑制措置により、平成11年度から平成19年度までの削減効果は約33億円となります。

(1) 給与の抑制措置の内容

	一 般 職	特 別 職
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> 通勤手当の改正 2 km未満の通勤手当廃止、 10 km未満の支給額引下げ 旅費の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 期末手当の減額 市長：10%減額 助役：7%減額 収入役、教育長：5%減額
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> 55歳昇給停止 	<ul style="list-style-type: none"> 期末手当の減額（継続）
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 調整手当の改正 率を6%から5%に引下げ 定年退職時特別昇給の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 期末手当の減額（継続）
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> 職員互助会への公金支出の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 期末手当の減額（継続）
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> 調整手当（地域手当）の廃止 給料表の見直し（平均4.5%引下げ） 勤勉手当への成績率導入 特殊勤務手当の見直し 趣旨に適さない手当を廃止 （18手当→5手当に削減） 	<ul style="list-style-type: none"> 期末手当の減額（継続） 市長のみ10%減額
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当を定額化に改正 退職勧奨制度の改正 査定昇給の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 給料月額引下げ 市長：△1.3% 副市長：△3.8% 収入役：△1.3%
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> 勧奨退職時特別昇給の廃止 	

(2) 普通会計人件費の推移



※1 普通会計とは、水道、市民病院などの企業会計を除いたものです（以下同じ）。

※2 上記人件費は、普通会計決算統計における数値です。

※3 上記人件費には、投資的経費に係る人件費は含まれていません。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A
平成 19 年度	49,766 人	17,335,337 千円	233,137 千円	3,258,263 千円	18.8%
平成 18 年度	49,814 人	17,942,406 千円	384,922 千円	3,281,594 千円	18.3%

※ 人件費には、市長や市議会議員等に支給される給与・報酬等を含みます。また、投資的経費に係る人件費も含んでいます。

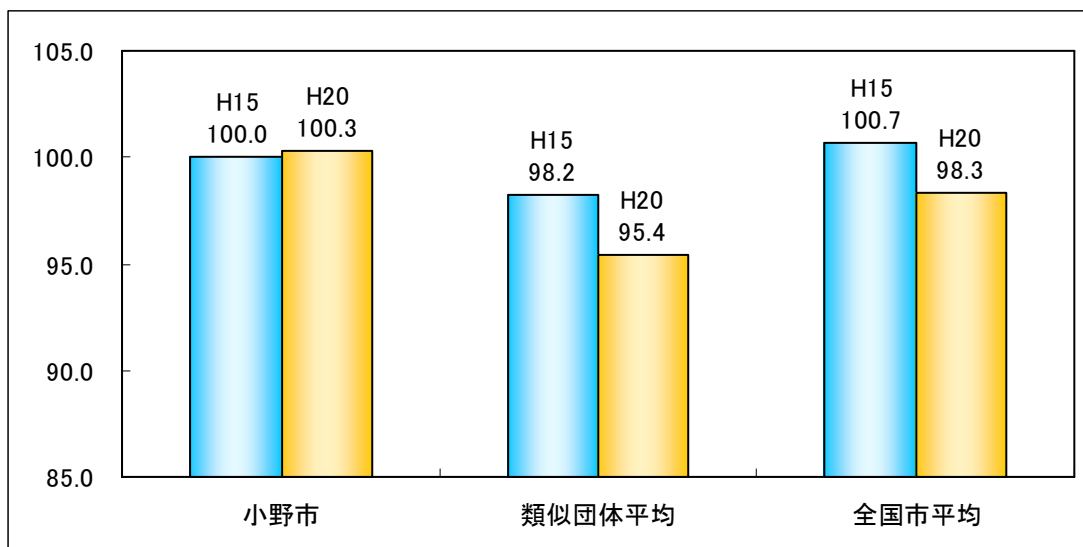
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	類似団体 平 均
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 19 年度	335 人	千円 1,379,547	千円 281,406	千円 567,506	千円 2,228,459	6,652 千円	6,251 千円
平成 18 年度	342 人	千円 1,432,322	千円 279,356	千円 580,646	千円 2,292,324	6,702 千円	6,201 千円

※1 職員手当に退職手当は含まれていません。

※2 職員数は、各年度4月1日現在の人数です。（再任用職員含む。）

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



※1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

※2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数

100.3

(注) 平成20年4月1日現在における本市の支給率と国基準の支給率により算出したもの

※「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 B	
一般行政職	小野市	43歳5月	349,410円	435,635円	386,993円	
	兵庫県	44歳4月	350,132円	449,187円	401,950円	
	国	41歳1月	325,113円	—	387,506円	
	類似団体	44歳4月	340,792円	404,212円	376,540円	
技能労務職	小野市	49歳4月	333,320円	364,020円	351,240円	
		清掃職員	52歳1月	360,973円	382,750円	370,336円
		学校給食員	46歳10月	325,862円	348,602円	337,785円
		用務員	50歳11月	336,933円	357,079円	346,600円
		その他	48歳10月	336,060円	367,628円	350,510円
	兵庫県	48歳6月	338,110円	405,908円	373,947円	
	国	48歳9月	284,679円	—	320,623円	
	類似団体	48歳3月	279,799円	314,047円	295,984円	
医師職	小野市	43歳1月	480,397円	1,041,286円	564,409円	
	国	46歳6月	472,170円	—	709,828円	
	類似団体	44歳1月	497,326円	1,080,057円	631,862円	
医技術療職	小野市	41歳5月	342,018円	444,188円	364,661円	
	国	41歳9月	309,387円	—	359,790円	
看護職	小野市	34歳1月	291,996円	350,303円	304,493円	
	国	37歳8月	284,331円	—	321,089円	
	類似団体	38歳3月	290,124円	347,193円	301,636円	
消防職	小野市	38歳0月	316,044円	401,463円	349,138円	
	類似団体	39歳9月	301,250円	359,446円	330,960円	
教育職		50歳3月	452,407円	556,198円	533,634円	

※1 「平均給料月額」は、平成20年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均額です。

※2 「平均給与月額 A」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものです。

※3 「平均給与月額 B」は、国が公表する国家公務員の平均給与月額に、時間外勤務手当、特殊勤務手当等が含まれていないことから、比較のため同じベースで再計算したものです。

※4 一般行政職とは、税務職、消防職、企業職、教育職、医療職及び技能労務職以外のものです。

※5 教育職には、小学校、中学校勤務の教諭は含まれていません。

【参 考】民間の類似職種の給与（平成20年4月1日現在）

本市職種	民間の類似職種	平均年齢（歳）	平均給与月額	本市類似職種との平均給与月額比	年収ベース	本市類似職種との年収ベース比
清掃職員	廃棄物処理従業員	43.6	299,700円	0.83	4,170,000円	0.68
学校給食員	調理士	41.8	250,400円	0.77	3,383,400円	0.62
用務員	用務員	53.9	225,900円	0.67	3,227,400円	0.57

※1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（期間を定めて日々雇用されている者等を含む）を使用している。（平成17年～19年の3ヵ年平均）

※2 民間の類似職種との比較にあたり、従業員規模、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※3 年収ベースのデータは平均給与月額を1.2倍したものに、民間においては前年に支給された年間賞与の額、本市職種においては前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値である。

(5) 職員の初任給の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		小野市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	178,800円	174,330円 (178,800円)	(Ⅱ種) 172,200円
	高校卒	149,800円	140,888円 (144,500円)	(Ⅲ種) 140,100円

※兵庫県の（ ）内は、減額措置前の金額である。

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成20年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	265,788円	307,433円	332,700円※
	高校卒	230,200円※	268,200円※	311,300円※
技能労務職	高校卒	222,900円※	260,500円※	288,900円
消防職	大学卒	281,500円	322,600円	367,133円

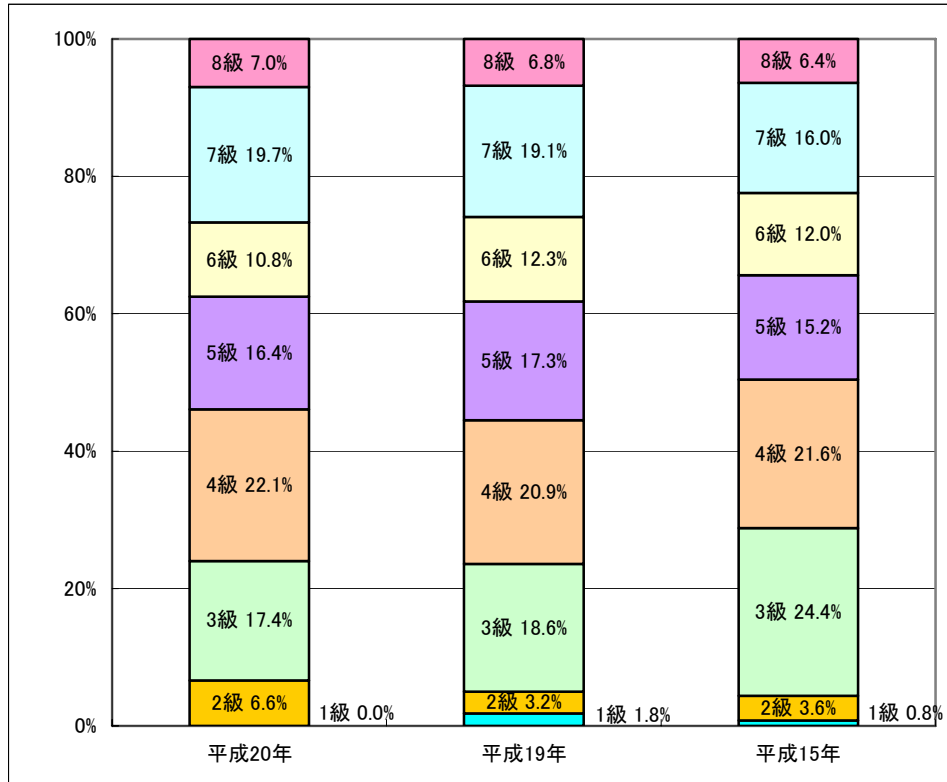
※ 該当する職員が在職していないため、モデルケースを表示しています。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容		部長 参事	課長 主幹	課長補佐 副主幹	係長 主査	主務	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	
職員数（人）		15	42	23	35	47	37	14	0	213
構成比（%）		7.0	19.7	10.8	16.4	22.1	17.4	6.6	0.0	100.0
参 考	平成19年 4月1日の 職員数、 構成比	15	42	27	38	46	41	7	4	220
		6.8	19.1	12.3	17.3	20.9	18.6	3.2	1.8	100.0
	平成15年 4月1日の 職員数、 構成比	16	40	30	38	54	61	9	2	250
		6.4	16.0	12.0	15.2	21.6	24.4	3.6	0.8	100.0

※1 小野市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



4 職員手当等の状況

(1) 職員手当の状況（平成20年4月1日現在）

		内 容		
		(平成19年度の支給割合)		
期 末 手 当 ・ 勤 勉 手 当		小 野 市	兵 庫 県	国
	期末手当	3.00月分 (1.60月分)	3.00月分 (1.60月分)	小野市と同じ
	勤勉手当	1.50月分 (0.75月分)	1.47月分 (0.75月分)	
	計	4.50月分 (2.35月分)	4.47月分 (2.35月分)	
	加算措置 の状況	職制上の段階、職務の級 等による加算措置 ・役職加算 5～15%	職制上の段階、職務の級 等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	職制上の段階、職務の級 等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%
19年度 支給実績	1人当たり平均支給額 1,733千円	1人当たり平均支給額 2,023千円	—	
※ () 内は、再任用職員に係る支給割合です。				

※ 勤勉手当への勤務実績の反映状況は、「9 職員の研修及び勤務実績の評定の状況」に記載しています。

退職手当	内 容				
	(平成19年4月1日現在)				
		小 野 市		国	
	支給率	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	
	退職時の特別昇給	原則として特別昇給なし 特別の勸奨退職者 4号給 (注)		原則として特別昇給なし	
(注) 平成20年度から廃止しました。					
平成19年度の支給実績					
	支給総額	支給職員数	支給職員1人当たり平均支給額		
	730,936千円	44人	16,612千円		
※退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度中に退職した職員に支給された平均額である。					

時間外勤務手当	内 容		
	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給されます。		
		19年度普通会計決算	18年度普通会計決算
	支給実績	95,177千円	90,055千円
職員1人当たり平均支給年額	284千円	263千円	

特殊勤務手当	内 容		
	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務に従事した職員に支給されます。		
		19年度普通会計決算	18年度普通会計決算
	支給実績	0千円	28千円
	支給対象職員数	0人	44人
	職員1人当たり平均支給年額	0円	645円
職員全体に占める支給職員の割合	0.0%	12.9%	
※特殊勤務手当は、平成17年度中に見直しを行い、その趣旨に合わない手当を平成18年度から廃止しました。			
※特殊勤務手当の支給対象者、支給内容については「特殊勤務手当一覧」のとおりです。			

特殊勤務手当一覧表

手 当 名	具体的内容・支給対象職員	支 給 額															
感染症防疫作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症、二類感染症及び三類感染症の防疫業務に従事した職員	日額 400円															
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱いに従事した職員	日額 1,500円															
災害応急作業手当	災害対策本部若しくは水防本部の指示又は市長の命令による災害応急作業に従事した職員で、屋外の防災作業、救助又は避難者の誘導に従事した場合	日額 1,000円 ただし、従事した時間が4時間未満の場合は600円															
夜 間 看 護 手 当	市民病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において、行われる看護等の業務に従事した場合	深夜勤務4時間以上 1回 3,300円															
		深夜勤務2時間以上4時間未満 1回 2,900円															
		深夜勤務2時間未満 1回 2,000円															
医 師 手 当	病院に勤務する医師	月額 給料の30%															
	救急業務手当	管理職である医師が、正規の勤務時間を超えて救急業務に従事した場合															
	研 究 手 当	病院に勤務する医師															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>医師免許取得後年数</th> <th>支給額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5～6年</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>7～8年</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>9～10年</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>11～12年</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>13年</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>14～15年</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>16年以上</td> <td>120,000円</td> </tr> </tbody> </table>	医師免許取得後年数	支給額(月額)	5～6年	60,000円	7～8年	70,000円	9～10年	80,000円	11～12年	90,000円	13年	100,000円	14～15年	110,000円	16年以上
医師免許取得後年数	支給額(月額)																
5～6年	60,000円																
7～8年	70,000円																
9～10年	80,000円																
11～12年	90,000円																
13年	100,000円																
14～15年	110,000円																
16年以上	120,000円																

扶 養 手 当	内 容			国の制度との異同 国の制度と異なる内容
	扶養親族のある職員に支給されます。(平成20年4月1日現在)			
		配偶者の有無		
		有	無	
配 偶 者		13,000円		
その他の 扶養親族	1人目	6,500円	11,000円	
	2人目以降	6,500円	6,500円	
※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算				
平成20年4月分の支給実績(普通会計)				
支給総額		支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり 平均支給額
4,611千円		205人	64.7%	22,490円

通 勤 手 当	内 容			国の制度との異同 国の制度と異なる内容	
	交通機関等を利用し又は自動車等を使用して通勤している職員（通勤距離が片道2km以上）に支給されます。				国の制度と同じ
	交通機関等の利用者	定期券等の価額（6か月定期）により支給（1か月当たり55,000円を限度）			
	自動車等の利用者	2km以上5km未満	2,000円		
		5km以上10km未満	4,100円		
		10km以上15km未満	6,500円		
		15km以上20km未満	8,900円		
		20km以上25km未満	11,300円		
		25km以上30km未満	13,700円		
		30km以上35km未満	16,100円		
		35km以上40km未満	18,500円		
		40km以上45km未満	20,900円		
		45km以上50km未満	21,800円		
		50km以上55km未満	22,700円		
		55km以上60km未満	23,600円		
60km以上	24,500円				
平成20年4月分の支給実績（普通会計）					
支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額		
1,303千円	263人	83.0%	4,955円※		
※交通機関等利用者への通勤手当は、6か月定期の額をまとめてひと月に支給していません。この実績は各職員に支給している通勤手当の1か月平均の額を4月分に支給したものと計算しています。					

住 居 手 当	内 容			国の制度との異同 国の制度と異なる内容	
	住宅を借りてその住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は世帯主として持家に居住する職員に支給されます。				異なる 持家居住者は新築、購入後5年に限り、2,500円
	借家居住者（最高支給限度額）	27,000円			
	持家居住者	3,000円			
	持家居住者で、新築又は購入後5年間	5,500円			
平成20年4月分の支給実績（普通会計）					
支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額		
1,584千円	230人	72.6%	6,886円		

内 容			
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。		
	職 種		支 給 額
	行政職給料表 8級	技監	100,000円
		部長又はこれに相当する職	88,000円
		特命参事又はこれに相当する職	83,000円
		参事又はこれに相当する職	78,000円
	行政職給料表 7級	課長又はこれに相当する職	68,000円
		特命主幹又はこれに相当する職	58,000円
		主幹又はこれに相当する職	53,000円
	医療職給料表(1) 3級	病院長	120,000円
	医療職給料表(1) 2級	副院長	100,000円
		部長	90,000円
		医長	60,000円
	医療職給料表(2) 7級	薬局長、技師室長・次長	75,000円
	医療職給料表(2) 6級	薬剤長、技師長	60,000円
	医療職給料表(3) 5級	看護部長	80,000円
		看護部次長	70,000円
	医療職給料表(3) 4級	看護課長又はこれに相当する職	55,000円
		看護副課長又はこれに相当する職	46,000円
教育職給料表 5級	校長級社会教育主事、 校長級指導主事	75,000円	
教育職給料表 4級	教頭級社会教育主事、 教頭級指導主事	70,000円	
教育職給料表 3級又は2級	行政職給料表7級の決定を受けた職員 で課長又はこれに相当する職と同等の 社会教育主事又は指導主事	68,000円	
	上記以外の社会教育主事又は指導主事	45,000円	
じた定額により支給するように改正しました。			
平成20年4月分の支給実績（普通会計）			
支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり 平均支給額
4,656千円	72人	22.7%	64,667円

内 容				
休 日 勤 務 手 当	休日（国民の祝日及び年末年始の休日）に正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給されます。			
	平成20年4月分の支給実績（普通会計）			
	支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり 平均支給額
	925千円	48人	15.1%	19,269円

地 内 容	
-------	--

域 手 当	支給実績（19年度普通会計決算）			0千円
	支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）			0円
	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度
	市内全域	0%	0人	無支給地

※地域手当（旧調整手当）は、平成18年4月1日から廃止しました。

(2) 特別職の報酬等の状況（平成20年4月1日現在）

区分	給料月額等	類似団体における最高/最低額	
給 料	市長	980,000円	989,000円 / 612,500円
	副市長	794,000円	816,000円 / 576,000円
	(教育長)	695,000円	—
報 酬	議長	528,000円	528,000円 / 310,000円
	副議長	449,000円	462,000円 / 275,000円
	議員	409,000円	431,000円 / 255,000円
期 末 手 当	市長	(平成19年度支給割合)	
	副市長	6月期	2.10月分
	(教育長)	12月期	2.40月分
	議長 副議長 議員	計	4.50月分
退 職 手 当	市長	[算定方式] 給料月額×在職月数(48月を限度)×0.41	[支給時期] 任期ごと
	副市長	[算定方式] 給料月額×在職月数(48月を限度)×0.25	[支給時期] 任期ごと
	(教育長)	[算定方式] 給料月額×在職月数(48月を限度)×0.185	[支給時期] 任期ごと

※ 類似団体に係る金額等は、平成18年4月1日現在のものです。

5 公営企業職員等の状況

(1) 水道事業会計職員及び下水道事業会計職員の給与の状況

① 職員給与費の状況

ア 決算Ⅰ

(水道事業会計)

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
平成19年度	1,090,210千円	120,663千円	129,770千円	11.9%
平成18年度	1,053,529千円	148,576千円	124,765千円	11.8%

(下水道事業会計)

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
平成19年度	1,605,024千円	△495,759千円	39,227千円	2.4%
平成18年度	1,617,053千円	△569,771千円	39,303千円	2.4%

※ 「総費用」、「純損益又は実質収支」及び「職員給与費」は、地方公営企業決算状況調査の区分による決算額で、「職員給与費」の欄には資本勘定支弁職員の分も含んでいます。

イ 決算Ⅱ

(水道事業会計)

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	市町村平均 (政令指定 都市除く)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成19年度	15人	68,408千円	10,724千円	28,327千円	107,459千円	7,164千円	6,874千円
平成18年度	15人	66,867千円	10,390千円	27,065千円	104,322千円	6,955千円	6,895千円

(下水道事業会計)

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	市町村平均 (政令指定 都市除く)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成19年度	5人	20,874千円	4,072千円	8,712千円	33,658千円	6,732千円	6,858千円
平成18年度	5人	21,503千円	3,415千円	8,753千円	33,671千円	6,734千円	6,866千円

※1 職員数は、地方公営企業決算状況調査による決算当該年度3月31日現在の人数です。

※2 「給料」、「職員手当」及び「期末・勤勉手当」の欄には、資本勘定支弁職員の分も含んでいます。

※3 職員手当に退職手当は含まれていません。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成20年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
水道事業会計の職員	50歳9月 (45歳5月)	388,093円 (374,552円)	452,002円 (571,242円)
下水道事業会計の職員	46歳8月 (44歳6月)	355,500円 (372,307円)	452,423円 (570,494円)

※1 平均給与月額は、給料と諸手当(期末・勤勉手当、退職手当を除いたもの)の月額の合計額です。

※2 ()内は、各事業の市町村(政令指定都市を除く)平均の年齢及び金額を表しています。

③ 職員手当の状況（平成20年4月1日現在）

内 容				
期 末 手 当 ・ 勤 勉 手 当	(平成19年度の支給割合)			
		水道事業会計 下水道事業会計	一 般 会 計	市町村平均 (政令指定都市除く)
	期末手当	3.00月分	左に同じ	—
	勤勉手当	1.50月分		
	計	4.50月分		
	加算措置 の状況	職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5～15%	左に同じ	—
19年度 支給実績	1人当たり平均支給額 水道事業会計 1,888千円 下水道事業会計 1,742千円	1人当たり平均支給額 1,733千円	1人当たり平均支給額 ※平成19年度 水道事業 1,792千円 下水道事業 1,772千円	

内 容			
時 間 外 勤 務 手 当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給されます。 (水道事業会計)		
		19年度	18年度
	支給実績	1,675千円	2,262千円
	職員1人当たり平均支給年額	112千円	151千円
	(下水道事業会計)		
		19年度	18年度
	支給実績	2,030千円	1,439千円
	職員1人当たり平均支給年額	406千円	288千円

内 容					
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給されます。				
			配偶者の有無		
			有	無	
	配偶者		13,000円		
	その他の 扶養親族	1人目	6,500円	11,000円	
		2人目以降	6,500円	6,500円	
	※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算				
	平成20年4月分の支給実績				
		支給総額	支給職員数	支給される 職員の割合	支給職員1人当たり 平均支給額
	水道事業会計	153千円	8人	53.3%	19,125円
下水道事業会計	110千円	4人	80.0%	27,375円	

内 容				
通 勤 手 当	交通機関等を利用し又は自動車等を使用して通勤している職員（通勤距離が片道2km以上）に支給されます。			
	交通機関等の利用者	定期券等の価額（6か月定期）により支給 （1か月当たり55,000円を限度）		
	自動車等の利用者	2km以上5km未満	2,000円	
		5km以上10km未満	4,100円	
		10km以上15km未満	6,500円	
		15km以上20km未満	8,900円	
		20km以上25km未満	11,300円	
		25km以上30km未満	13,700円	
		30km以上35km未満	16,100円	
		35km以上40km未満	18,500円	
		40km以上45km未満	20,900円	
		45km以上50km未満	21,800円	
		50km以上55km未満	22,700円	
		55km以上60km未満	23,600円	
		60km以上	24,500円	
平成20年4月分の支給実績				
	支給総額	支給職員数	支給される 職員の割合	支給職員1人当たり 平均支給額
水道事業会計	68千円	14人	93.3%	4,871円
下水道事業会計	36千円	4人	80.0%	7,180円

内 容				
住 居 手 当	住宅を借りてその住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員、又は世帯主として持家に居住する職員に支給されます。			
	借家居住者（最高支給限度額）	27,000円		
	持家居住者	3,000円		
	持家居住者で、新築又は購入後5年間	5,500円		
平成20年4月分の支給実績				
	支給総額	支給職員数	支給される 職員の割合	支給職員1人当たり 平均支給額
水道事業会計	63千円	13人	86.6%	4,846円
下水道事業会計	18千円	5人	100.0%	3,500円

内 容					
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。				
	職 種		支 給 額		
	行政職給料表 8級	部長又はこれに相当する職	88,000円		
		特命参事又はこれに相当する職	83,000円		
		参事又はこれに相当する職	78,000円		
	行政職給料表 7級	課長又はこれに相当する職	68,000円		
		特命主幹又はこれに相当する職	58,000円		
		主幹又はこれに相当する職	53,000円		
	平成20年4月分の支給実績				
		支給総額	支給職員数	支給される 職員の割合	支給職員1人当たり 平均支給額
水道事業会計	385千円	6人	40.0%	64,179円	
下水道事業会計	0千円	0人	0.0%	0円	

内 容					
地 域 手 当	(水道事業会計)				
	支給実績(19年度)		0千円		
	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度)		0円		
	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度	
	市内全域	0%	0人	無支給地	
	(下水道事業会計)				
	支給実績(19年度)		0千円		
	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度)		0円		
	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度	
	市内全域	0%	0人	無支給地	
※地域手当(旧調整手当)は、平成18年4月1日から廃止しました。					

④ 給与の抑制措置の取組状況

平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> 通勤手当の改正 2km未満の通勤手当廃止、10km未満の支給額引下げ 企業手当(特殊勤務手当)の廃止 旅費の見直し
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> 55歳昇給停止
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 調整手当の改正 支給率を6%から5%に引下げ 定年退職時特別昇給の廃止
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> 職員互助会への交付金廃止
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> 調整手当の廃止 給料表の見直し(平均4.5%引下げ) 勤勉手当への成績率導入 特殊勤務手当(水源地管理手当)の廃止
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当を定額化に改正 退職勧奨制度の改正 査定昇給の導入
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> 勧奨退職時特別昇給の廃止

(2) 病院事業会計職員の給与の状況

① 職員給与費の状況

ア 決算Ⅰ

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
平成 19 年度	3,839,429 千円	△181,407 千円	1,779,642 千円	46.4%
平成 18 年度	3,698,905 千円	△119,521 千円	1,713,344 千円	46.3%

※ 「総費用」、「総損益又は実質収支」及び「職員給与費」は、地方公営企業決算状況調査の区分による決算額で、「職員給与費」の欄には資本勘定支弁職員の分も含んでいます。

イ 決算Ⅱ

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	市町村平均 (政令指定 都市除く)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 19 年度	187 人	755,487 千円	365,686 千円	303,102 千円	1,424,275 千円	7,616 千円	6,947 千円
平成 18 年度	175 人	723,820 千円	345,253 千円	290,246 千円	1,359,319 千円	7,768 千円	6,984 千円

※ 1 職員数は、地方公営企業決算状況調査による決算当該年度 3 月 31 日現在の人数です。

※ 2 「給料」、「職員手当」及び「期末・勤勉手当」の欄には、資本勘定支弁職員の分も含んでいます。

※ 3 職員手当に退職手当は含まれていません。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成 20 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
医 師	43 歳 1 月 (40 歳 0 月)	480,397 円 (565,450 円)	1,041,286 円 (1,314,681 円)
看 護 師	33 歳 11 月 (37 歳 3 月)	290,500 円 (291,607 円)	348,686 円 (470,546 円)
医 療 技 術 員	41 歳 3 月	339,885 円	445,188 円
事 務 職 員、 技 能 労 務 職 員	48 歳 9 月 (44 歳 3 月)	388,622 円 (355,301 円)	511,625 円 (549,136 円)

※ 1 平均給与月額は、給料と諸手当（期末・勤勉手当、退職手当を除いたもの）の月額の合計額です。

※ 2 () 内は、市町村（政令指定都市を除く）平均の年齢及び金額を表しています。

③ 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

内 容				
期 末 手 当 ・ 勤 勉 手 当	(平成19年度の支給割合)			
		病院事業会計	一般会計	市町村平均 (政令指定都市除く)
	期末手当	3.00月分	左に同じ	—
	勤勉手当	1.50月分		
	計	4.50月分		
	加算措置の 状況	職制上の段階、職務の級 等による加算措置 ・役職加算 5～15%	左に同じ	—
19年度 支給実績	1人当たり平均支給額 1,595千円	1人当たり平均支給額 1,733千円	1人当たり平均支給額 ※平成19年度 1,550千円	

内 容				
退 職 手 当	(平成19年4月1日現在)			
		病院事業会計		一般会計
	支給率	自己都合	勸奨・定年	左に同じ
	勤続20年	23.50月分	30.55月分	
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	
	その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		
	退職時の 特別昇給	原則として特別昇給なし 特別の勸奨退職者 4号給 (注)		
	(注) 平成20年度から廃止しました。			
平成19年度の支給実績				
支給総額	支給職員数	支給職員1人当たり平均支給額		
199,613千円	24人	8,317千円		

内 容			
時 間 外 勤 務 手 当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給されます。		
		病院事業会計	
		19年度決算	18年度決算
	支給実績	53,916千円	62,325千円
職員1人当たり平均支給年額	288千円	356千円	

内 容				
特 殊 勤 務 手 当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務に従事した職員に支給されます。			
		平成19年度	平成18年度	
	支給実績	148,518千円	133,848千円	
	支給対象職員数	126人	117人	
	職員全体に占める支給職員の割合	67.4%	65.7%	
	職員1人当たり平均支給年額	1,178,715円	1,143,999円	
	※特殊勤務手当は、平成17年度中に見直しを行いました。 その結果、平成18年4月から、医療技術研究手当、汽缶業務手当を廃止しました。 ※特殊勤務手当の支給対象者、支給内容については「特殊勤務手当一覧」(11頁)のとおりです。			
	平成20年4月分の支給実績(病院事業会計)			
	支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額
	12,845千円	109人	55.9%	117,847円

内 容				
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給されます。			
		配偶者の有無		
		有	無	
	配偶者		13,000円	
	その他の 扶養親族	1人目	6,500円	11,000円
		2人目以降	6,500円	6,500円
	※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算			
	平成20年4月分の支給実績(病院事業会計)			
	支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額
	1,068千円	56人	28.7%	19,063円

内 容				
地 域 手 当	・対象職員：医師のみ ・支給率：10% (平成22年4月から15%)			
	平成20年4月分の支給実績(病院事業会計)			
	支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額
	1,733千円	31人	15.9%	55,918円
	※地域手当(旧調整手当)は、医師を除き平成18年4月1日から廃止しました。			

内 容				
通 勤 手 当	交通機関等を利用し又は自動車等を使用して通勤している職員（通勤距離が片道2km以上）に支給されます。			
	交通機関等の利用者	定期券等の価額（6か月定期）により支給 （1か月当たり55,000円を限度）		
	自動車等の利用者	2km以上5km未満	2,000円	
		5km以上10km未満	4,100円	
		10km以上15km未満	6,500円	
		15km以上20km未満	8,900円	
		20km以上25km未満	11,300円	
		25km以上30km未満	13,700円	
		30km以上35km未満	16,100円	
		35km以上40km未満	18,500円	
		40km以上45km未満	20,900円	
		45km以上50km未満	21,800円	
		50km以上55km未満	22,700円	
		55km以上60km未満	23,600円	
		60km以上	24,500円	
平成20年4月分の支給実績（病院事業会計）				
支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり 平均支給額	
1,479千円	165人	84.6%	8,965円※	
※交通機関等利用者への通勤手当は、6か月定期の価額をまとめてひと月に支給しています。この実績は各職員に支給している通勤手当の1か月平均の額を4月分に支給したものととして計算しています。				

内 容			
住 居 手 当	住宅を借りてその住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員、又は世帯主として持家に居住する職員に支給されます。		
	借家居住者（最高支給限度額）	27,000円	
	持家居住者	3,000円	
	持家居住者で、新築又は購入後5年間	5,500円	
平成20年4月分の支給実績（病院事業会計）			
支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり 平均支給額
818千円	72人	36.9%	11,365円

内 容			
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。		
	職 種		支 給 額
	行政職給料表 8級	部長又はこれに相当する職	88,000円
		特命参事又はこれに相当する職	83,000円
		参事又はこれに相当する職	78,000円
	行政職給料表 7級	課長又はこれに相当する職	68,000円
		特命主幹又はこれに相当する職	58,000円
		主幹又はこれに相当する職	53,000円
	医療職給料表(1) 3級	病院長	120,000円
	医療職給料表(1) 2級	副院長	100,000円
		部長	90,000円
		医長	60,000円
	医療職給料表(2) 7級	薬局長、技師室長・次長	75,000円
	医療職給料表(2) 6級	薬剤長、技師長	60,000円
	医療職給料表(3) 5級	看護部長	80,000円
		看護部次長	70,000円
医療職給料表(3) 4級	看護課長又はこれに相当する職	55,000円	
	看護副課長又はこれに相当する職	46,000円	
平成20年4月分の支給実績（病院事業会計）			
支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額
3,371千円	49人	25.1%	68,800円

内 容			
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に勤務した職員に支給されます。		
	平成20年4月分の支給実績（病院事業会計）		
	支給総額	支給職員数	支給される職員の割合
	1,081千円	77人	39.5%
			支給職員1人当たり平均支給額
			14,041円

内 容			
宿 日 直 手 当	宿日直勤務をした職員に支給されます。		
	区 分	1回当たり支給額	
	医 師	20,000円	
	看 護 師	5,900円	
	そ の 他 の 職 員	4,200円	
	平成20年4月分の支給実績（病院事業会計）		
支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額
2,183千円	68人	34.9%	32,104円

④ 給与の抑制措置の取組状況

平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤手当の改正 2 km未満の通勤手当廃止、10 km未満の支給額引下げ ・病院業務手当（特殊勤務手当）の廃止 ・旅費の見直し
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> ・55歳昇給停止
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・調整手当の改正 支給率を6%から5%に引下げ ・定年退職時特別昇給の廃止
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ・職員互助会への交付金廃止
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・調整手当の廃止 ・給料表の見直し(平均4.5%引下げ) ・勤勉手当への成績率導入 ・特殊勤務手当を見直し、趣旨に適さない手当を廃止 廃止した手当で主なもの：医療技術研究手当、汽缶業務手当
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当を定額化に改正 ・退職勧奨制度の改正 ・査定昇給の導入
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・勸奨退職時特別昇給の廃止

6 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なもの）

勤務時間	8時30分～17時15分
休憩時間	12時15分～13時00分
1日の勤務時間	8時間
1週間の勤務時間	40時間

(2) 休暇

休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があります。
休暇の概要は次のとおりです。

種類	内 容	期 間 等						
年次有給休暇	職員が請求したときに付与される休暇 【参考】年次有給休暇の取得状況 <table border="1"> <tr> <td>平成19年</td> <td>8.8日</td> </tr> <tr> <td>平成18年</td> <td>9.3日</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>10.0日</td> </tr> </table>	平成19年	8.8日	平成18年	9.3日	平成17年	10.0日	1暦年において20日以内
平成19年	8.8日							
平成18年	9.3日							
平成17年	10.0日							
病 気 休 暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合に取得できる休暇	90日以内						
特 別 休 暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる休暇（詳細は次ページ「特別休暇の種類」のとおり）	それぞれの休暇に応じた日数・時間						
介 護 休 暇	職員の配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢により介護を必要とする場合に認められる無給の休暇 【参考】介護休暇の取得状況 <table border="1"> <tr> <td>平成19年</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>平成18年</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>1人</td> </tr> </table>	平成19年	0人	平成18年	2人	平成17年	1人	連続する6か月以内
平成19年	0人							
平成18年	2人							
平成17年	1人							
組 合 休 暇	職員団体の業務に従事する場合に認められる無給の休暇	1暦年において30日以内						

特別休暇の種類

種 類	内 容	期間等
選挙権等公民権行使に係る休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合でやむを得ないと認められるとき	必要な期間
官公署出頭に係る休暇	証人、鑑定人、参考人等として官公署へ出頭する場合	必要な期間
ドナー休暇	骨髄液提供のため検査、入院する場合	必要な期間
ボランティア休暇	自発的にかつ報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	1 暦年 5 日以内
結婚休暇	結婚に伴う行事等のため必要と認められる期間	連続する 5 日以内
産前休暇	出産予定日の 8 週間前から出産当日まで (多胎妊娠の場合は 1 4 週間)	8 週間
産後休暇	出産の日の翌日から 8 週間	8 週間
保育時間に係る休暇	生後 1 年未満の子を養育するため	1 日 2 回各 3 0 分
出産補助休暇	配偶者の出産を補助するとき	2 日以内
男性職員の育児参加のための休暇	配偶者の産前産後の期間に、出産に係る子又は上の子(小学校就学前)を養育する場合	5 日以内
生理休暇	勤務することが著しく困難なとき	2 日以内
妊娠中の休暇	母子保健法に規定する保健指導または健康診査を受ける場合	妊娠期間に応じた回数
忌引休暇	職員の親族が死亡したとき	続柄に応じた日数
追悼休暇	父母の追悼をする場合	1 日以内
夏季休暇	7 月から 9 月までの期間内において 5 日以内	5 日以内
子の看護休暇	負傷又は病気の小学校就学前の子の看護をする場合	1 暦年 5 日以内
その他の特別休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合等	必要な期間

(3) 育児休業

① 制度の概要

休業の種類	概 要
育児休業	養育する子が 3 歳に達する日まで取得が可能
部分休業	養育する子が小学校就学の始期に達するまで、正規の勤務時間の始め又は終りにおいて 1 日を通じて 2 時間を超えない範囲内で取得が可能

※ 育児休業、部分休業をした期間は、給料等は支払われません。

② 育児休業及び育児のための部分休業の取得者数(平成 19 年度)

区 分		取 得 者 数
育児休業	新たに育児休業をしたもの	1 2 人
	前年度から引き続いているもの	7 人
部分休業したもの		0 人

7 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分（平成19年度）

分限処分とは、職員が疾病等のためにその職責を果たせない場合など、公務能率の維持を目的として行う不利益処分（降任、免職、休職、降給）のことをいいます。

	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	5人	0人	5人
職に必要な適性を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
職制若しくは定数の改廃及び予算の減少により廃職及び過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分（平成19年度）

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合など、公務における規律と秩序の維持を目的として行う不利益処分（戒告、減給、停職、免職）のことをいいます。

	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1人	0人	0人	0人	1人

8 服務上の義務

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと法律で定められています。

職務を遂行する上で職員が守るべき義務は、次のとおりです。

- ・職務命令等に従う義務
- ・秘密を守る義務
- ・政治的行為の制限
- ・営利企業等の従事制限
- ・信用失墜行為の禁止
- ・職務に専念する義務
- ・争議行為等の禁止

9 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

職員が市民の財産となる人材育成を推し進めるため、職員研修を行っています。

本市では、職員研修を人材育成の最も重要な柱であると位置付け、職員の意識改革、能力開発、知識の習得を通して、更なる業務生産性及び市民満足度の向上に努めます。

(1) 職員研修実施状況（平成19年度）

	分類	受講対象者	研修内容、目的等
基本研修	新任職員研修	新規採用職員 (期限付嘱託職員含む)	地方公務員制度、財政制度、接遇ほか職員として必要な基礎知識の習得を図る。
	階層別研修 (1～6級)	行政職1～6級の職員	メンタルヘルスうつ病等「心の病」を未然に防止するための必要な知識・方策を学ぶ
	階層別研修 (7・8級)	部長・課長級職員	人事評価 評価者研修 実際の評価調書を使用し、評価の具体的な進め方について学ぶ
	臨時職員研修	臨時職員 (一般事務補助員)	執務の心構え、接遇研修ほか必要な基礎知識の習得を図る。
特別研修	人権教育研修	全職員	人権を尊重する明るいまちづくりに主体的に取り組む職員の育成を図る。
	情報セキュリティ研修	全職員	電子自治体の構築が進む中で、自治体職員として必要な情報セキュリティ知識の習得を図る。
	市民救命士研修	全職員 (期限付嘱託含む)	心肺蘇生法、止血方法等の応急措置の習得を図り、自動体外式除細動器(AED)の使用方法を学ぶ。
	法制執務研修	行政職(4級～6級)	法制執務に必要な知識を習得し、職務を適切に遂行する能力を養成する。
職場研修	職場人権教育研修	全職員 (各職場別に実施)	職場人権教育の徹底を図る。
派遣研修	兵庫県自治研修所	13コース 45人	行政管理能力、法務能力等の習得を図る。 (管理職研修、行政法研修ほか)
	兵庫県自治協会	17コース 68人	実務知識の習得を図る。 (徴収事務、財政、法制執務研修ほか)
	播磨内陸広域行政協議会	11コース 64人	行政管理能力、実務知識の習得を図る。 (管理職、スキルアップ研修ほか)
	自治大学校	1コース 1人	政策形成能力等の習得を図る。
	市町村職員中央研修所	2コース 2人	専門実務知識の習得を図る。 (住民税課税事務ほか)

	分 類	受講対象者	研修内容、目的等
派遣 研 修	全国市町村国際文化研修所	3コース 4人	専門実務知識の習得を図る。 (障害者福祉事務ほか)
	兵庫県市長会	1コース 1人	専門実務知識の習得を図る。 (子育て支援)
	国土交通大学校	1コース 1人	専門実務知識の習得を図る。 (住宅政策)
	全国建設研修センター	1コース 1人	専門実務知識の習得を図る。 (プレストレスト・コンクリート技術)
	(財)日本経営協会	10コース 10人	専門実務知識の習得を図る。 (滞納整理実務研修ほか)
	海外派遣研修	1コース 1人	国際的視野に立って行政の遂行ができる能力を養成し、急速な国際化に的確に対応できる職員の育成を図る。
自己啓発	通信教育研修	6人	自己啓発及び能力開発のために実施する通信教育について費用の一部を助成する。

(2) 職員研究発表会

本市では、職員が自主研修として市政に関し研究したことを発表し、その内容、技能を競う大会を開催しています。この発表会は、職員の研究能力の向上、説明（プレゼンテーション）能力の向上、参加者の知識の向上を目的として平成16年度から実施しています。

(参考) 職員研究発表会の実施内容（平成19年度）

- ・実施日 平成19年9月26日（水）
- ・発表件数 5件
- ・参加者 約200名



(3) ハートフルサービス評価制度

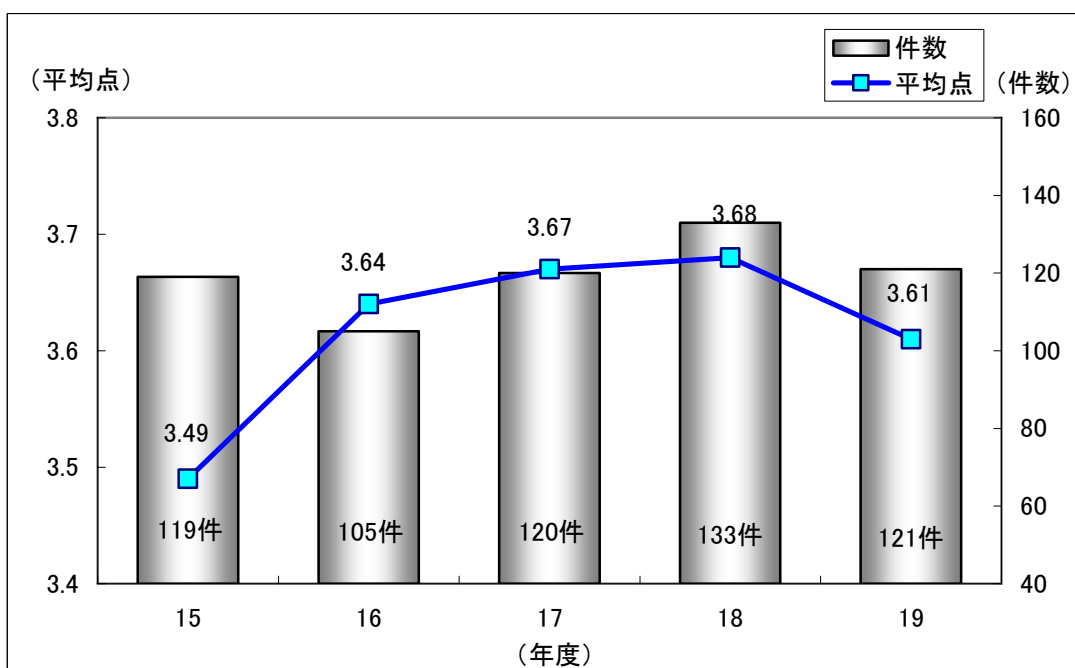
本市では、市役所の行政サービスについて、市民の皆さんに職員の勤務態度等に対する満足度を評価してもらい、より質の高いサービスを目指す、ハートフルサービス評価制度を平成15年10月から実施しています。

この制度は、市職員の窓口対応について、「あいさつ」、「身だしなみ」、「言葉づかい」、「態度」、「説明の分かりやすさ」、「受付窓口や待合場所の環境」の項目について5点満点で、来庁された方に採点していただくもので、市役所及び関係施設15か所に意見箱を設置しています。

ハートフルサービス評価・各項目別平均点数

年度 項目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
あいさつ	3.43	3.68	3.62	3.68	3.60
身だしなみ	3.64	3.77	3.85	3.74	3.77
言葉づかい	3.49	3.77	3.75	3.69	3.66
態度	3.38	3.56	3.57	3.64	3.54
説明	3.50	3.47	3.63	3.67	3.56
環境	3.50	3.61	3.60	3.64	3.55
6項目平均	3.49	3.64	3.67	3.68	3.61
件数	119件	105件	120件	133件	121件

ハートフルサービス項目別平均点数の推移

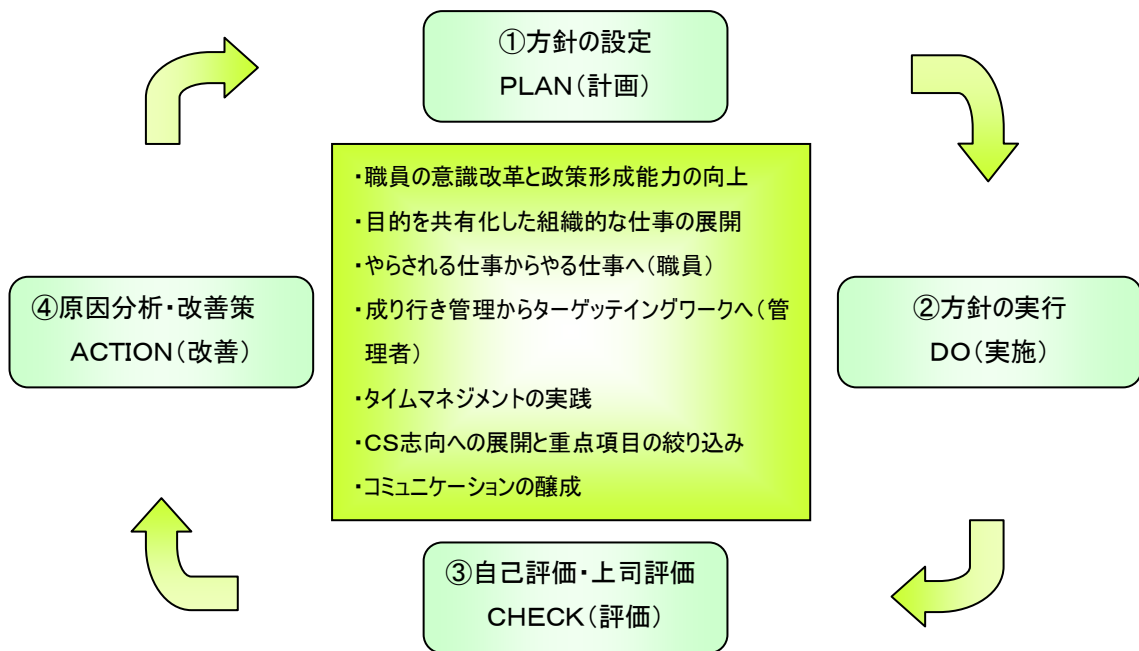


(4) 勤務成績の評定の状況

本市では、業績評価（業績評価とは、「目標による管理」を踏まえ、業務目標に対する達成度を評価することです。）の一つとして、平成12年度から「方針管理制度」を導入しています。

この制度は、住民志向で成果重視の効率的で効果的な行政運営を行うため、各部門の各職種において、上位方針を受け、達成目標、実施項目、期限を定め、Plan Do Check Action のマネジメントサイクルを回して、方針（目標）の結果とプロセスを評価するものです。

小野市方針管理におけるマネジメントサイクル



また、業績評価以外の評価制度として、個々の職員の能力（知識、思考力、対人能力等）の発揮状況を評価する能力評価も導入しており、全職員を対象に実施しています。

勤勉手当への勤務実績の反映状況

小野市では、他の自治体に先駆けて、職員が業務向上等に努力した結果を適切に評価し、その努力に応える方法として、面談を取り入れた「新たな人事評価制度」を導入しています。平成20年12月期からは、新たに技能労務職にも成績率を導入し、全職種で能力成果主義への移行を図りました。

平成20年度の成績率への反映状況は、次のとおりです。

区 分	成績率	20年6月期	20年12月期
特に優秀	93.0/100	11人 (2.1%)	18人 (3.3%)
優秀	82.5/100	198人 (38.6%)	225人 (40.9%)
良好(標準)	72.0/100	303人 (59.1%)	305人 (55.4%)
良好(標準)未滿	71.0/100未滿	1人 (0.2%)	2人 (0.4%)

※1 カッコ内は、各成績区分の分布割合です。

※2 成績率の導入に伴い、平成13年12月期から方針管理制度による業績評価を反映させるため、勤勉手当に導入していたインセンティブ給（動機付けとなる刺激給）は廃止しました。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理に関する事業の実施状況

職員の健康維持と疾病予防のため労働安全衛生法第66条の規定に基づき、職員の健康診断を定期的に行っています。また、職員の健康障害の防止及び健康の維持増進の目的から50歳以上の職員を対象に動脈硬化測定検査を実施しています。

項目	受診者	
	平成19年度	平成18年度
定期健康診断	549人	551人
動脈硬化測定検査	39人	44人

(2) 公務災害の状況（平成19年度）

地方公務員災害補償制度は、職員が公務上の災害又は通勤上の災害を受けた場合に、その災害によって生じた身体的損害に対し補償するものです。本市は地方公務員災害補償基金兵庫県支部に加入し、同支部が公務災害補償制度の実施を行っています。

項目	件数	
	平成19年度	平成18年度
公務災害発生件数	2件	8件
通勤災害発生件数	0件	0件

(3) 職員互助会の状況

職員の厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、小野市職員互助会を設置しています。職員互助会は、会員相互の福利厚生や研修・親睦を図ることを目的に事業を行っています。また、他の自治体では職員の会費及び市の交付金で互助会の運営を行っていますが、本市では職員の会費のみで職員互助会の運営を行っています。小野市職員互助会が行う事業は次のとおりです。

種類	事業内容
共済給付事業	結婚、死亡、出産などの慶弔給付、その他被災したときや退職したときなどの給付
福利厚生事業	レクリエーション事業、サークル助成事業など会員の研修・親睦に必要と認められる助成事業
貸付事業	職員が資金を必要とするときの貸付

(4) 利益の保護

職員は、全体の奉仕者という立場から労働基本権の一部が制限されています。

その代わりに、市に対して中立的な機関である公平委員会に対して、身分上及び経済上の権利・利益の保護を求めることができるようになっており、適正な職務条件を確保するための「勤務条件に関する措置要求」と身分保証を確実なものとするための「不利益処分に関する不服申立て」があります。

平成19年度においては、「勤務条件に関する措置要求」及び「不利益処分に関する不服申立て」はありませんでした。

1 1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の採用は、競争試験により行っています。平成19年度及び平成20年度途中までに実施した採用試験の結果及び内容はそれぞれ次のとおりです。

(1) 平成19年度実施の採用試験

① 採用試験実施結果

職 種		申込者数	受験者数 A	1次合格者数	最終合格者数 B	倍 率 A/B
事務 職員	一般	15	15	5	0	—
	社会人経験者	52	50	15	6	8.3
技術職員（土木）		2	2	2	1	2.0
図書館司書		12	10	5	1	10.0
消防職員		14	13	8	4	3.3
幼稚園教諭		24	22	8	1	22.0
薬剤師		15	13	—	2	6.5
診療放射線技師		12	12	—	1	12.0
臨床検査技師		13	8	—	1	8.0
看護師	8/23実施	22	22	—	20	1.1
	1/10実施	6	6	—	5	
期限付嘱託職員		31	30	19	12	2.5

② 採用試験の内容

職 種	1次試験	2次試験
事務職員 (一般・社会人経験者対象)	実施日：7月29日(日) 内 容：教養試験(択一式)、 専門試験(択一式)、 適性検査、作文試験	実施日：9月2日(日) 内 容：面接試験
		実施日：8月26日(日) 内 容：面接試験
図書館司書 (社会人経験者対象)	実施日：7月29日(日) 内 容：教養試験(択一式)、 専門試験(記述式)、 適性検査、作文試験	実施日：8月26日(日) 内 容：面接試験
消 防 職	実施日：7月29日(日) 内 容：教養試験(択一式)、 適性検査、作文試験	実施日：8月26日(日) 内 容：面接試験
		実施日：8月27日(月) 内 容：体力検査
幼稚園教諭	実施日：2月10日(日) 内 容：教養試験(択一式) 作文試験	実施日：3月2日(日) 内 容：面接試験、実技試験
薬剤師	実施日：10月4日(木)	—
診療放射線技師	内 容：専門試験(論述式)、 面接試験、作文試験	
臨床検査技師		
看 護 師	実施日：8月23日(木) 内 容：専門試験(択一式)、 面接試験、作文試験	—
	実施日：1月10日(木) 内 容：専門試験(択一式)、 面接試験、作文試験	
期限付嘱託職員	実施日：10月21日(日) 内 容：教養試験(択一式)、 作文試験	実施日：11月18日(日) 内 容：面接試験、パソコン検査

(2) 平成20年度実施の採用試験

① 採用試験実施結果

職 種		申込者数	受験者数 A	1次合格者数	最終合格者数 B	倍 率 A/B
事務職員	一般	34	29	7	3	9.7
	社会人 経験者	72	69	12	4	17.2
技術職員(建築)		1	1	0	0	—
消 防 職 員		13	12	4	1	12.0
幼稚園教諭		5	5	3	1	5.0
臨床検査技師		15	12	—	1	12.0
看護師	8/21実施	12	12	—	12	1.1
	11/27実施	4	4	—	4	
	2/12実施	4	4	—	3	
期限付嘱 託職員	10/19実施	11	11	8	6	2.6
	1/25実施	20	18	8	5	

② 採用試験の内容

職 種	1次試験	2次試験
事 務 職 員 (一 般) (社会人経験者対象)	実施日：7月20日(日) 内 容：教養試験(択一式)、 適性検査、作文試験	実施日：8月31日(日) 内 容：面接試験
		実施日：9月7日(日) 内 容：面接試験
技 術 職 員 (建 築)	実施日：7月20日(日) 内 容：教養試験(択一式)、 適性検査、作文試験	実施日：8月31日(日) 内 容：面接試験
消 防 職		実施日：9月1日(月) 内 容：体力検査
幼稚園教諭	実施日：3月22日(日) 内 容：教養試験(択一式) 作文試験	実施日：平成21年4月5日(日) 内 容：面接試験、実技試験
臨床検査技師	実施日：10月23日(木) 内 容：専門試験(論述式)、 面接試験、作文試験	—
看 護 師	実施日：8月21日(木) 内 容：専門試験(択一式)、 面接試験、作文試験	—
	実施日：11月27日(木) 内 容：専門試験(択一式)、 面接試験、作文試験	—
	実施日：2月12日(木) 内 容：専門試験(択一式)、 面接試験、作文試験	—
期限付嘱託職員	実施日：10月19日(日) 内 容：教養試験(択一式)、 作文試験	実施日：11月16日(日) 内 容：面接試験、パソコン検査
	実施日：1月15日(日) 内 容：教養試験(択一式)、 作文試験	実施日：2月15日(日) 内 容：面接試験、パソコン検査